

武蔵野音楽大学における障害のある学生に対する支援

武蔵野音楽大学は、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、「武蔵野音楽大学障害学生支援に関する基本方針」に基づき、本学の教育の本質的な変更とならないこと、他の学生の不利益とならないこと、経費・人員配置等において大学にとって過度な負担とならないことを条件として、本人と大学が可能な限り合意形成・共通理解を図った上で、学生本人の要望や状態・特性に応じた支援内容・方法等を決定し支援を行います。

障害のある学生の相談は下記の窓口にて対応します。

- ・ 学修における相談窓口：学務部学務課、演奏部演奏課
- ・ 学生生活における相談窓口：学務部学生・就職課

① 学修における支援事例

(ア) レッスンにおける担当教員による個別配慮

- ① 障害の程度、状態に応じた実技指導
- ② レッスン実施日時調整

(イ) 履修科目担当教員による配慮

- ① 授業における座席位置の配慮
- ② 教材の電子化、拡大、点訳（視覚障害）
- ③ 刺激低減のための対応（サングラス、イヤーマフ等の着用許可、途中退出に対する理解・配慮）

(ウ) 学務部による支援

- ① 履修に関する相談対応
- ② 授業における課題に関する相談対応
- ③ 授業・レッスン担当教員への配慮要請
- ④ 学生への支援協力要請

(エ) 試験における配慮

- ① 試験時間の延長
- ② 解答方法の多様化
- ③ 試験室に関する配慮（別室受験等）
- ④ 座席位置の配慮
- ⑤ 実技試験の実施日・受験順序等の調整

② 学生生活における支援事例

(ア) 施設・設備の整備による支援

- ① 点字ブロック、点字シール設置（視覚障害）
- ② 車いす用スロープの設置

(イ) 補助支援

- ① 教職員又は学生による学内誘導
- ② 歩行訓練（視覚障害）

(ウ) 学内関係者以外の介助者の入構配慮

③ 就職活動における支援事例

(ア) 障害者雇用に関する支援団体の紹介

(イ) エントリーシート作成支援

(ウ) 模擬面接実施

上記は、支援内容の一例であり、実際には障害等の種類、程度により、また、本人からの要望に応じ、個別に検討し、調整します。

〈支援体制〉

障害のある学生からの申し出・相談に基づき、大学での学生生活全般については学務部学生課及び保健室が、授業・レッスン等学修面に関しては主に学務部学務課及び演奏部演奏課が支援を担当します。

また精神的な問題を抱える学生に対しては「臨床心理士」、「公認心理師」の資格を持ったカウンセラーによるカウンセリングを行うとともに、学修面、生活面の支援について関係する部署、教職員が連携し対応します。

〈障害のある学生の受入れ実績（令和7年度実績）〉

- ・ 視覚障害 2名
- ・ 発達障害、その他 13名

※何らかの配慮を提供している、障害者手帳保有又は診断書の提出のあった学生人数